

指定通所介護（デイサービス）  
重 要 事 項 説 明 書

デイサービスセンター たまゆら

指定通所介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(長野県指定 第2070500752号)

当事業所は、ご契約者に対して指定「通所介護」サービスを提供します。  
以後して「通所介護」と表します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを  
次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が  
対象となります。

要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

指定通所介護事業所  
デイサービスセンター たまゆら

### 1. 経営主体

名称 株式会社 たまゆら  
 所在地 飯田市北方2688番地2  
 電話番号 0265-28-1331  
 代表者 代表取締役 久保田 忠士  
 業種 通所介護  
 設立年月 平成14年9月18日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類 指定通所介護事業所・平成15年4月1日指定  
 長野県 第2070500752号  
 事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。  
 事業所の名称 デイサービスセンター たまゆら  
 事業所の所在地 飯田市北方2688番地2  
 事業所の電話 0265-28-1331  
 事業所のFAX 0265-25-1251  
 管理者の氏名 串原 直樹  
 事業所の運営方針 利用者一人ひとりの個性と要望を大切に、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。  
 また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。  
 当事業所では、第三者評価の実施はしていません。  
 開設年月日 平成15年4月16日  
 利用定員 月曜日から土曜日までは55名、日曜日は35名です。  
 施設の概要 通所介護サービスの提供に当たり、当事業所は以下の施設、設備及び備品を整備しております。

介護保険法で定められた施設	食堂、機能訓練室、相談室、静養室、事務室
その他の施設	浴室、脱衣室、洗面所、便所、調理室、汚物処理室、洗濯室、その他
その他主な設備・備品	機械浴槽（リフト浴設備）、個別浴槽、一般浴槽（リハビリ浴槽）、車いす、ベッド、各種杖、歩行器、テーブル、イス、ソファ、カラオケセット、レク用品、テレビ、車いす対応送迎車両、筋トレマシーン、レッドコード運動器、その他

### 3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 飯田市(上村、南信濃は除く)、高森町、喬木村、阿智村  
 営業日及び営業時間

営業日	年中無休（ただし、1月1日は休業日とします。）
営業時間	午前8時25分～午後5時55分
サービス提供時間	① 6～7時間タイプ：午前9時20分～午後3時30分 ② 7～8時間タイプ：午前9時20分～午後4時30分

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務職員）
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 10名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（非常勤専従職員）

### 5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サービス名	内 容
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎をいたします。個人の状態に合わせて安全な送迎を心がけます。
健康チェック	ご利用日には必ず健康チェック（血圧、体温、脈拍等）を行います。
入 浴	身体状況に応じた浴槽で入浴していただきます。ただし、利用日の体調によりシャワー浴または部分浴になる場合があります。
食 事	栄養士のたてた献立表により、栄養ならびに契約者の身体状況を考慮した食事、おやつを提供します。おやつ時の飲み物は当日ご希望を伺います。（お茶、コーヒー、紅茶、ミルク等）
機能訓練指導体制	理学療法士・作業療法士・看護師による個別機能訓練及び理学療法士・看護師の指導による各種運動を行います。
レクリエーション	ご契約者の身体状況等に応じた運動や趣味活動、季節に合わせた行事など、ご契約者の希望を取り入れて豊かな

	レクリエーション活動を行ってまいります。
生活相談	ご家庭での介護のことはもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じます。

## 6. 利用料

別表の料金表により、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

- ① 利用料は介護保険の給付金額であり、自己負担額はその負担割合になります。
- ② 介護保険の対象となるもののうち加算とは、入浴サービスと個別機能訓練サービスをご利用された場合にご負担いただきます。
- ③ ご契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払）。また、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払となります。償還払となる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ④ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ⑤ 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料の全額がご契約者の負担となります。

### ＜利用の中止、変更、追加＞

- ① 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ② サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

## 7. サービス利用にあたっての留意事項

項 目	留 意 内 容
送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
体調確認	利用時に健康チェックを行いますが、居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
体調不良等による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。
喫 煙	事業所内の喫煙はできません。

## 8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管 理 者 串 原 直 樹  
 生活相談員 串原 直樹 伊藤 裕子  
 電 話 0265-28-1331  
 F A X 0265-25-1251

○ 受付時間 毎日 午前8時25分～午後5時55分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

飯田市 長寿支援課	所在地 飯田市本町1-15 電 話 0265-22-4511 F A X 0265-22-8133
長野県長寿福祉課	所在地 長野市南長野幅下692-2 電 話 026-235-7111 F A X 026-235-7394
国民健康保険団体連合会	所在地 長野市大字西長野字加茂北143-8 電 話 026-238-1555 F A X 026-238-1581

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター たまゆら  
説明者 (職名) 生活相談員

(氏名) 串原 直樹 (印)

私は本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

(住所)

(氏名)

(印)

[署名代行者]

(住所)

(氏名)

署名代行した理由